



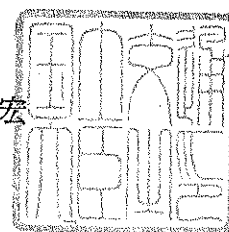
国海総第205号
平成23年7月8日

交通政策審議会

会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣

大 畠 章 宏



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和22年法律第100号）第110条の規定に基づき、下記事項について
諮問する。

記

諮問第137号

船員法施行規則等の一部改正について

諮問理由

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）の一部改正を別紙に従って行うこと
について、船員法第110条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要がある
ため。

(別紙)

第一 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部改正関係

1 危険物等取扱責任者資格関係

① 甲種危険物等取扱責任者の認定要件として、業務経験期間等を定めることとする。（第九号表関係）

② 乙種危険物等取扱責任者について、石油・液体化学薬品に係る資格と液化ガスに係る資格に資格を区分することとする。（第七十七条の四及び第九号表関係）

③ ②に伴い、タンカーに乗り組む危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準について、所要の改正を行うこととする。（第七十七条の四関係）

④ 条約締約国資格証明書を受有する者に対し国土交通大臣が行った危険物等取扱責任者の認定の効力について、当該締約国資格証明書が効力を失ったときはその効力を失うこととする。（第七十七条の七関係）

⑤ 危険物等取扱責任者の更新申請期間について、所要の改正を行うこととする。（第七十七条の七関係）

⑥ 危険物等取扱責任者の認定の証印の書式について、所要の改正を行うこととする。（第二十二号の四書式関係）

⑦ その他所要の改正を行うこととする。

2 健康証明書関係

- ① 健康検査合格標準表について、視力及び色神の検査に関し、所要の改正を行うこととする。（第五十五条及び第二号表関係）
- ② 健康証明書の有効期間について所要の改正を行うとともに、健康証明書を有しない者の乗り組みについての特例規定を設けることとする。（第五十六条関係）
- ③ 健康証明書の書式について、英文併記とする他、所要の改正を行うこととする。（第十六号書式関係）

3 その他

- ① 船員法第十九条に基づく航行に関する報告の手続きについて、所要の改正を行うこととする。（第十四条第二項関係）
- ② 船員手帳の書式について、英文併記とする。（第十六号書式関係）
- ③ 航海当直部員の認定の証印の書式について所要の改正を行うこととする。（第二十二号の四の二書式関係）
- ③ その他所要の改正を行うこととする。

第二 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）の一部改正
関係

衛生管理者適任証書の様式について、所要の改正を行うこととする。